

## 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学監事監査規則

令和3年4月1日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項から第9項まで及び第13条の2の規定に基づき、監事が行う公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）の監査、調査及び意見の提出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類)

第4条 監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 会計監査 法人及び大学の会計処理が正当な証拠書類等により事実に基づいて処理され、帳票等が法令や諸規程等に従い、適正に記録されているか否かについての監査
- (2) 事業監査 法人及び大学の業務運営が法令や諸規程等に従い、適正に執行されているか否かについての監査

(監査区分)

第5条 監査の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期監査 定期的に行う会計監査及び事業監査
- (2) 随時監査 監事が必要があると認めるときに行う会計監査
- (3) 臨時監査 監事が必要があると認めるときに行う事業監査

2 前項第2号及び第3号の監査は、監事が必要と認めた場合に行う。

(調査)

第6条 監事は、いつでも、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、法人が、法第13条第6項に規定する書類を静岡県知事（以下「知事」という。）に提出する場合は、当該書類を調査しなければならない。

（監査及び調査の方法）

第7条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、法人の監査を効率的かつ円滑に執行するため、必要に応じ、監査担当部署と協議又は意見交換を行うものとする。

3 監事は、法人の監査担当部署により提出される報告書を閲覧できるものとする。

4 監事は、法第13条第6項に定める書類、又は法人の業務及び財産の状況を調査するため、法人の担当部署に当該書類の提出を求めることができる。

5 監事は、監査又は調査を実施するに当たり、本学における業務の円滑な実施及び研究の自主性に配慮するものとする。

（監査計画）

第8条 監事は、毎事業年度の初めに監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、随時監査及び臨時監査については、この限りではない。

（監査の補助）

第9条 監事は、理事長の承認を得て、職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 前項に規定する職員は、監事監査業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（監査及び調査の協力）

第10条 監事は、いつでも、役員及び職員に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができる。

2 役員及び職員は、監事が行う監査及び調査に協力しなければならない。

（文書の閲覧）

第11条 監事は、次に掲げる文書を閲覧できる。

(1) 知事に対する認可又は承認の申請書その他の重要文書

(2) 知事からの認可書、承認書その他の重要文書

(3) 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会からの重要文書及び同委員会に提出する重要文書

(4) 静岡県監査委員及び外部監査人に提出する重要文書

(5) 前各号以外の官公庁から発せされた重要文書

(6) 業務に関する重要な報告書その他の重要文書

（理事会への出席）

第12条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の会議に出席しない場合には、監事は、役員又は職員から審議事項に

についての説明を受け、関係資料の閲覧をすることができる。

(監事監査結果報告書の作成)

第 13 条 監事は、監事監査終了後、1 月以内に監事監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(改善措置等)

第 14 条 理事長は、監事監査結果報告書に基づき改善すべき事項があるときは、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

2 監事は、理事長に対して監事監査結果報告書に記載した事項の措置状況等について文書又は口頭による報告を求めることができる。

(意見の提出及び報告)

第 15 条 監事は、法第 13 条第 9 項の規定に基づき、理事長又は知事に意見を提出することができる。なお、知事に意見を提出するときは、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

2 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、静岡県の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、知事に報告しなければならない。

(理事長の報告)

第 16 条 理事長は、役員及び職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実がある場合又は業務上の重大な事故が発生したとき、監事の業務上必要なときは、文書又は口頭で直ちに監事に報告しなければならない。

(補則)

第 17 条 監査の手続きその他この規則の実施に関し必要な事項は、理事長と協議の上、監事が別に定める。

(規則の改廃)

第 18 条 この規則の改廃は、監事の意見を聴取した上で、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。